

福岡県公報

平成十九年十二月十二日
第二千七百六十二号
増刊 ①

目次

告 示 (第二千三百四十号、第二千三百四十一号)

漁業共済の加入区の設定の一部変更 (水産振興課)

漁業共済の加入区の設定の一部変更 (水産振興課)

告 示

福岡県告示第二千三百四十号

漁業共済の加入区の設定(平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十二号)の一部を次のように変更し、平成十九年十月一日から適用することとしたので、漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十五条第三項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月十二日

表中

福岡県知事 麻生 渡

かき柄杓田加入区	柄杓田漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域	かき養殖業
かき柄杓田加入区	豊前海北部漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧柄杓田漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業

に、

を

かき恒見加入区	恒見漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域	かき養殖業
かき恒見加入区	豊前海北部漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧恒見漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき長井加入区	長井漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域	かき養殖業
かき長井加入区	稲童漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域	かき養殖業
かき稲童加入区	行橋市漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧稲童漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき稲童加入区	行橋市漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧長井漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業

を

に、

を

に改める。

福岡県告示第二千三百四十一号

漁業共済の加入区の設定(平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十二号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十八条の五第四項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月十二日

表中

特定のり柄杓田加入区	特定のり柄杓田加入区
豊前海北部漁業協同組合の地区のうち 旧柄杓田漁業協同組合の地区	柄杓田漁業協同組合の地区
のり養殖業	のり養殖業

福岡県知事 麻生 渡

に改める。

を

定価 一箇月六、三五〇円(税込・郵便料別)